

第4回瑞穂市自治会連合会役員会次第

日 時 令和5年11月8日（水）
午後1時30分～

場 所 ココロかさなるCCNセンター
第4会議室

1 開 会

2 あいさつ

3 協議事項

①各小学校区自治会連合会の状況について **資料1**

②令和5年度 瑞穂市自治会連合会事業報告会について **資料2**

③令和5年度 自治会活動推進事業交付金実施報告書等の提出について **資料3**

④令和6年度 自治会長等の選出及び報告について **資料4**

- ・自治会長
- ・廃棄物減量等推進員
- ・社会教育推進員
- ・交通安全協会員

⑤令和6年度 消防団員の推薦について **資料5**

⑥令和6年度 瑞穂市自治会連合会総会等について **資料6**

⑦にこにこ運動教室の開催について **資料7**

⑧瑞穂市社会福祉協議会福祉協力員の推薦について **社協資料**

⑨令和5年度瑞穂市社会福祉大会・支え合いのまちづくり講演会・ご近所たすけあいボランティア講座の案内について **社協資料**

⑩その他

4 閉 会

小学校区自治会連合会の現状【令和5年11月8日現在】

	組 織	社会教育	防 災	福 祉	地域課題	その他
生津	<p>【設立】平成26年4月15日</p> <p>【名称】生津自治会連合会 (名称変更はH28.3.25)</p> <p>【形式】ふれあい活動委員会に一体化</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・いきいきウォーク(5/21) ・七夕まつり(7/1,7/2) ・夏祭り(中止) ・ラジオ体操(8/12 NHKラジオ体操) ・体育祭(10/1 → 雨天中止) ・映画会(11/26) ・交通安全看板点検 	<ul style="list-style-type: none"> ・生津小学校避難所確認訓練(11/26) ※映画会とのコラボ 	<p>R5 生活支援体制整備事業(第2層協議体)を受託</p> <p>支えあい推進会議</p>		青色防犯パトロール実施
本田	<p>【設立】平成31年3月23日</p> <p>【名称】本田校区自治連合会</p> <p>【形式】本田校区自治連合会に一体化</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・いきいきウォーク(5/21) ・夏祭り(8/5) ・運動会(10/1 → 雨天中止) ・チューリップ球根植え ・ひまわり種まき ・河川クリーン活動 ・ボランティア清掃 	<ul style="list-style-type: none"> ・防災勉強会 ・防災会議 ・本田校区合同避難所確認訓練 (穂積北中、本田小、本田コミセン) 	<p>R5 生活支援体制整備事業(第2層協議体)を受託</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・ハリヨ保護活動 ・ほんでんレポート発行
穂積	<p>【設立】平成29年4月</p> <p>【名称】わくわく活動委員会</p> <p>【形式】わくわく活動委員会に一体化</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・わくわく広場(8/6、12/24予定) ・運動会(10/1 → 雨天中止) ・河川クリーン活動(10/22) ・ハートフラワープロジェクト ・桜ウォーク(R6.3.23予定) 	<ul style="list-style-type: none"> ・避難所確認訓練 	<p>R5 生活支援体制整備事業(第2層協議体)を受託</p> <p>・福祉部会として穂積地区社協設立(10/1)</p>		
牛牧	<p>【設立】平成28年4月1日</p> <p>【名称】牛牧校区自治会連合会 (牛牧友愛会)</p> <p>【形式】牛牧友愛会に一体化</p> <p>H30年度 防災・福祉部会の設立 H31年度 防災部会・福祉部会とする</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・夏祭り(7/23) ・社会見学(10/8) ・五六川親水公園の清掃 ・ハートフラワープロジェクト ・友愛ウォーク(11/12予定) 	<ul style="list-style-type: none"> ・避難所確認訓練 	<p>R5 生活支援体制整備事業(第2層協議体)を受託</p> <p>牛牧地区社協設立</p> <ul style="list-style-type: none"> ・スマホ教室 ・多世代交流カフェ ・お試しサロン ・相談事業 ・地区社協だより発行 ・福祉協力員交流会 ・地域支えあい推進会議 		
西	<p>【設立】平成30年4月1日</p> <p>【名称】西校区自治会協議会</p> <p>【形式】構成は自治会長 +(自治会長経験者)</p>	<p>各自治会で実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・クリーン活動 ・ラジオ体操 ・夏祭り <p>巢南中学校区活動委員会として実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・スポーツフェスティバル(10/1) 	<ul style="list-style-type: none"> ・避難所確認訓練 	<p>R5 生活支援体制整備事業(第2層協議体)を受託</p> <p>・支えあい推進会議</p>		
中			<ul style="list-style-type: none"> ・中小学校避難所確認訓練 	現時点で進展なし		
南	平成29年8月～ 連絡会開催 (今後定期的に開催予定)		<ul style="list-style-type: none"> ・南小学校避難所確認訓練 	現時点で進展なし		

令和5年度 瑞穂市自治会連合会 事業報告会

【目的】 地域の状況に向き合い、試行錯誤の中、一生懸命に取り組まれている事業・活動について、事例を共有し、地域コミュニティの役割、自治会や校区の活動の意味や在り方を考える機会につなげること。

【日時】 令和5年12月16日（土） 午後2時00分～
（受付開始 午後1時30分～）

【内容】 第1部 事例発表 午後2時～午後2時50分

発表内容【仮】	発表者
見守り活動について	生津自治会連合会
新月サロン「ひまわり」と自治会活動について	新月自治会

第2部 自治会長研修 午後3時～午後4時30分

ワークショップ形式の自治会長研修を実施
（岐阜県地域の課題解決応援事業を活用）

【テーマ】 ①自治会加入率の低下について

②役員のみ手不足について

③ゴミステーションの管理について

希望のテーマごとにテーブルに分かれ意見交換を実施

【場所】 瑞穂市市民センター 大ホール

【参加者】 自治会長及び市自治会連合会役員（各自治会2名まで）

令和5年11月8日

自治会長 各位

瑞穂市長 森 和 之
(公印省略)

令和5年度 自治会活動推進事業交付金実施報告書等の提出について

晩秋の候、皆様には益々ご健勝のこととお慶び申しあげます。

平素より、市行政並びに地域自治会活動にご尽力を賜り厚くお礼申しあげます。

さて、令和5年度自治会活動推進事業交付金につきましては、補助金交付規則により交付させていただきましたので、下記のとおり、実施報告書等の提出をお願いいたします。

記

- 1 提出用紙
 - ①補助事業実施報告書（様式第5号）
 - ②自治会活動振興交付金に係る補助事業実施報告書（別紙様式2）
〈添付書類〉
 - ②の内容が確認できるよう、帳簿、領収書等の写し（確認書類）
（確認書類の分量が多い場合等は、原本をお持ちください。必要な写しを市民協働安全課にてとらせていただきます。）
 - 防災活動、敬老活動の活動写真
 - 令和5年度 事業報告書（自治会総会資料）
 - 令和5年度 収支決算書（自治会総会資料）
 - 令和6年度 事業計画書（自治会総会資料）
 - 令和6年度 予算書（自治会総会資料）
- ※上記の書類は、別紙の「記入例」をご参考に作成願います。
- 2 提出期限 令和6年3月29日（金）
※4月以降に総会開催予定の場合は、終了後に提出ください。
- 3 提出先 瑞穂市役所 企画部 市民協働安全課
- 4 その他 早めにご確認の上、ご不明な点につきましては、事前にご相談をお願いします。
- 5 問い合わせ 瑞穂市役所 市民協働安全課（担当：廣瀬・葛山）
TEL（058-327-4130）



年 月 日

瑞穂市長 様

補助事業者 瑞穂市●●●●●●●●●●●●●●●●

●●自治会

会長 ●● ●●

令和5年度補助事業実施報告書

瑞穂市補助金交付規則第9条の規定により補助事業の実施の結果を報告します。

1 実施した補助事業名 自治会活動推進事業交付金
(瑞穂市指令協第5-●●号)

2 補助事業の着手及び完了日
着手 令和 5年 4月 1日
完了 令和 6年 3月 31日

3 収支決算状況 別紙事業報告書及び会計報告書のとおり

収 入		支 出	
区 分	金 額	区 分	金 額
自治会活動振興交付金	●●●●●●●●円	別紙のとおり	円
自治会事務取扱交付金	●●●●●●●●円		円
	円		円
計	●●●●●●●●円	計	円

上記事業については、記述のとおり履行済みであることを証する。

年 月 日

担当者職氏名 市民協働安全課長 宇野 伸二 ㊞

記入例

年 月 日

瑞穂市長

補助事業者 住所 瑞穂市●●●●●●●●●●●●●●●●

自治会名 ●●●自治会

会 長 ●● ●●

自治会活動振興交付金に係る補助事業実施報告書

実施日	事業名	事業内容	参加人数	支出額 (補助対象分)
4/1	助成金	子ども会		〇〇〇〇〇円
		老人クラブ		〇〇〇〇〇円
〇/〇	防災訓練	お茶・軍手等		〇〇〇〇〇円
〇/〇	お祭り	出店費用		〇〇〇〇〇円
〇/〇	敬老会	記念品等		〇〇〇〇〇円
合 計				〇〇〇〇〇円

※帳簿、領収書等、内容の確認できる書類を添付してください。

※防災活動・敬老活動は活動写真を添付してください。

防災活動	敬老活動
○	○

令和5年11月8日

自治会長 各位

瑞穂市長 森 和 之

令和6年度自治会長等の選出及び報告について

晩秋の候、皆様には益々ご清祥のこととお慶び申しあげます。

平素は、自治会活動にご尽力賜りまして厚くお礼申しあげます。

さて、令和6年度の自治会長をはじめとし、各自治会にご選出をお願いしております下記役員等につきまして、ご選出及びご報告についてお願い申しあげます。

なお、令和6年度も留任される場合についても、ご報告をお願いします。

記

1. 各自治会より選出していただく役員等

- ①自治会長
- ②廃棄物減量等推進員
- ③社会教育推進員
- ④交通安全協会員
- ⑤福祉協力員

2. 報告方法等

①自治会長 ～ ④交通安全協会員

……添付の報告様式にて令和6年3月22日（金）までに、市民協働安全課にご報告をお願いします。（同封の返信用封筒をご利用ください。）

⑤福祉協力員

……社会福祉協議会より、別途お願いさせていただきます。

※各委員の役割等につきましては、添付の資料をご確認ください。

所属	瑞穂市企画部市民協働安全課		
課長	宇野	担当	廣瀬・葛山
住所	岐阜県瑞穂市別府 1288 番地		
電話	327-4130	FAX	327-7414
E-Mail	siminky@city.mizuho.lg.jp		

②●●●●● 自治会 廃棄物減量等推進員

(令和5年度推進員 氏名 ●● ●●●)

推進員の変更		変更有 (変更有の場合は令和6年度推進員についてご記入ください) 変更無 (下記への記入は不要です)
令和6年度 推進員	ふりがな	
	氏名	
	住所	瑞穂市 番地
	電話番号	— —

③●●●●● 自治会 社会教育推進員

※各自治会、例年とおりの人数で報告をしてください。

増員される場合は、ご相談ください。

(令和5年度推進員 氏名 ●● ●●●)

推進員の変更		変更有 (変更有の場合は令和6年度推進員についてご記入ください) 変更無 (下記への記入は不要です)
令和6年度 推進員	ふりがな	
	氏名	
	住所	瑞穂市 番地
	電話番号	— —

(令和5年度推進員 氏名 ●● ●●●)

推進員の変更		変更有 (変更有の場合は令和6年度推進員についてご記入ください) 変更無 (下記への記入は不要です)
令和6年度 推進員	ふりがな	
	氏名	
	住所	瑞穂市 番地
	電話番号	

④ ●●●●● 自治会 交通安全協会員

(令和5年度協会員 氏名 ●● ●●●)

役員の変更		変更有 (変更有の場合は令和6年度協会員についてご記入ください) 変更無 (下記への記入は不要です)
令和6年度 協会員	ふりがな	
	氏名	
	住所	瑞穂市 番地
	電話番号	— —

(令和5年度協会員 氏名 ●● ●●●)

役員の変更		変更有 (変更有の場合は令和6年度協会員についてご記入ください) 変更無 (下記への記入は不要です)
令和6年度 協会員	ふりがな	
	氏名	
	住所	瑞穂市 番地
	電話番号	— —

(令和5年度協会員 氏名 ●● ●●●)

役員の変更		変更有 (変更有の場合は令和6年度協会員についてご記入ください) 変更無 (下記への記入は不要です)
令和6年度 協会員	ふりがな	
	氏名	
	住所	瑞穂市 番地
	電話番号	— —

廃棄物減量等推進員の役割

環境課（327-4127）

1 廃棄物減量等推進員について

市のごみ処理については「一般廃棄物処理基本計画（ごみ処理基本計画）後期計画」に基づき、ごみの排出抑制等に向けて諸々の施策を進めております。しかし、ごみの排出抑制や各施策を実践するためには、自治会はもとより市民一人ひとりの理解と協力が必要不可欠であり、自治会と市民協働により取り組むためには、ごみの減量等に係わるボランティアリーダー的な立場の方が先頭に立ち進めていくことが必要であると考えます。

そこで「瑞穂市廃棄物の処理及び清掃に関する条例」に基づき、各自治会内で廃棄物減量等推進員をご選出いただき、市長が委嘱します。任期は、1年です。

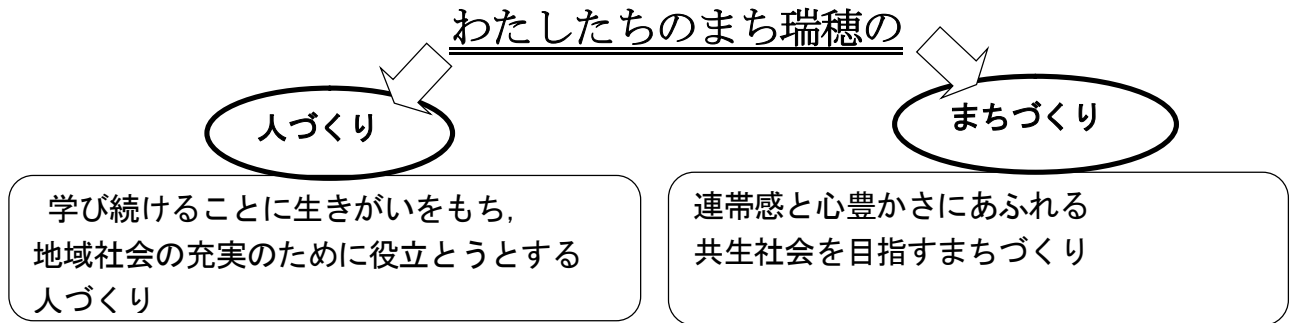
2 廃棄物減量等推進員の主な職務について

- (1) 一般廃棄物の減量のための市の施策への協力
- (2) 分別収集への協力
- (3) 住民への啓発活動

社会教育推進員の役割

生涯学習課 058-327-2117

- 1 **社会教育推進員とは** (瑞穂市社会教育推進員設置規則より)
瑞穂市の社会教育(生涯学習)の振興及び地域における実践活動を推進するために、瑞穂市教育委員会が委嘱するものです。



2 社会教育推進員の職務

それぞれの自治会、校区連合会及び瑞穂市教育委員会と緊密な連携を図り、次に掲げる事項を自治会等の実情に応じて推進する。

- (1) 集会所等の活用による自治会及び校区連合会の社会教育事業の企画推進
 - ・自治会及び校区連合会で行う行事(クリーン活動・スポーツ大会・祭りなど)の活動の企画運営
 - ・自治会長等と協力し、共に活動を推進する
- (2) 市民の健康及び体力の推進を図るための活動の奨励
 - ・スポーツ及び健康維持の活動(ラジオ体操・ウォーキング大会など)への参加を自治会員に呼びかける
- (3) 教育委員会が行う学級、講座その他の文化的社会教育事業等の奨励
 - ・市民自主講座・瑞穂大学の講座・文化講演会・ネオクラシックコンサートなどの情報提供を行い、参加を自治会員に呼びかける
- (4) 青少年の健全育成と非行の防止
 - ・青少年育成市民会議の重点活動を推進
 - あいさつ運動の日 毎月1日に児童生徒の登校時、あいさつ運動を行う
 - 地域安全の日 毎月初めの授業日に児童生徒の下校時、見守り活動を行う
 - 市民ラジオ体操の日 8月第1日曜日に地域のみんなでラジオ体操を行う

3 任期について

社会教育推進員の任期は2年です。職務を理解し、自主的に活動を推進していただくためには、2年間活動していただくことが必要です。再任を妨げるものではありません。

4 報酬について

それぞれの活動に応じて報酬を用意します。原則、ご指定の口座へ半期ごとに振り込みます。

社会教育推進員は、地域で人づくり・まちづくりを進めていただくリーダーです!

交通安全協会員の役割

市民協働安全課 TEL 327-4130

1 交通安全協会員について

本巣地区交通安全協会瑞穂支部会則に基づき、交通事故防止対策の推進及び交通関係施設の改善を図り、地域住民の交通安全確保に寄与するとともに、本巣地区交通安全協会の行う各種事業に参加していただきます。会員の任期については、2年です。

2 交通安全協会員の主な職務について

(1) 街頭における立哨

四季の交通安全運動を中心に年間7回程度、交通が頻繁な道路において、歩行者（特に小・中学生、園児等）の保護誘導を行い、安全な歩行と横断を確保するとともに立哨することによるドライバーへの交通事故の防止及び啓発活動を行う。

【立哨方法】

- ・決められた場所において、数名で立哨を行う。
- ・立哨時間は、概ね7時30分から8時15分

(2) その他

- ・本巣地区交通安全協会瑞穂支部総会への参加（年1回）
- ・法令講習会への参加（年1回）
- ・地域行事(校区活動及び自治会等)への参加

3 報酬について

市及び協会等からの報酬はありません。

自治会長 各位

瑞穂市長 森 和之
(公印省略)

瑞穂市消防団長 廣瀬 真
(公印省略)

令和6年度消防団員の推薦について(依頼)

向寒の候、貴殿には益々ご健勝のこととお慶び申しあげます。平素は、瑞穂市の消防・防災行政に対し、ご理解とご協力を賜り、厚くお礼申しあげます。

さて、全国各地で災害が発生する中、当市におきましても平成30年の7月豪雨、台風21号による暴風雨は、道路の冠水や家屋の損壊などの被害をもたらしました。また、令和4年10月には市内建物火災による死者も発生しております。こうした災害の中で、消防団は延べ200名以上の団員が出動し、消火活動の後方支援、危険箇所の巡回、飛散物の撤去、危険箇所の警戒など、災害対応の中心として大きな役割を果たしております。また、消防団員は消防・防災活動のみならず、自治会等の防災リーダーになりうる地域防災の要であり、その確保は極めて重要な事項として、市のイベント等での消防団員募集啓発活動の実施のほか、総務省消防庁においても、消防団員確保についての全国的な運動を展開しております。

つきましては、このような消防団員の役割等の重要性をご理解いただき、消防団員のご推薦について、何卒ご協力を賜りますようお願い申しあげます。

また、来年度も消防団員を引き受けていただける団員につきましては、激励を賜りますようお願いするとともに、消防団員を自治会の役員に位置付けていただくことをご検討いただくなど、お力添え等のご協力を賜りますよう、重ねてお願い申しあげます。

記

○住民基本台帳の閲覧について

消防団員選出にあたり、自治会等の区域内に居住する方をお知りになりたい場合は、

個人情報外部提供に関する申請をしていただく必要がありますので、市民協働安全課にお越しいただきますようお願いいたします。

(台帳の出力には2週間程度の時間をいただく場合がありますのでご容赦願います。)

○新入団員の報告について

ご多用のところ恐縮ですが、令和6年1月末までに地元の消防団(別紙1「瑞穂市消防団役員名簿」)へご報告いただきますようお願い申し上げます。

また、消防団員の推薦において、総会などで決定しないと報告できない自治会におかれましては、内定段階で結構ですのご報告いただくと幸いです。

○資料の提供等について

消防団員選出にあたり、対象者への説明会等を開催される場合、説明資料(別紙2「消防団の概要」)が必要な場合はご用意をさせていただきますので、市民協働安全課までご相談ください。

所属	瑞穂市 企画部市民協働安全課		
課長	宇野	担当	池田
住所	〒501-0293 岐阜県瑞穂市別府 1288 番地		
電話	058-327-4130	FAX	058-327-7414
E-Mail	siminkyo@city.mizuho.lg.jp		

消 防 団 の 概 要



瑞穂市マスコットキャラクター

かきりん

○地域防災の要として

近年、日本全国で地震、台風、豪雨などの様々な災害が発生しています。岐阜県内では令和3年度の8月豪雨、台風21号において大きな被害が発生し、瑞穂市においても河川の増水による道路等の冠水や倒木、大規模停電などが発生しました。また、近い将来発生が懸念されている南海トラフ巨大地震の30年以内の発生確率は70%程度といわれており、大きな被害が広範囲に発生すると予測されています。

大規模な災害が発生したときは、消防署や防災関係機関も被害を受け、消火や救助活動を行うまでに時間がかかる場合があります。そのときに重要なのが、地域のみなさんの助け合いです。地域のみなさんで人命救助や初期消火を行うことが、命を守り、被害を軽減させることにつながります。

災害に強い地域づくりを推進するためには、地域のみなさんが日ごろから消防署や防災関係機関と連携をとり、積極的に防災に関する情報や知識を得ることが大切です。

そのような場合に、地域の防災リーダーとなるべき存在が消防団です。消防団は地域に密着し、災害に対して即時に対応することができる消防機関であり、日ごろから消防・防災に関する技術や知識の習得に励み、それぞれの地域でリーダーシップを発揮して、災害時の救助、消火活動だけでなく、平常時に地域のみなさんに対する訓練指導、防災知識の普及啓発に取り組むことも期待されています。

国は平成25年に、東日本大震災を教訓として「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律」を制定し、地域防災の要である消防団の体制強化、処遇改善等の施策を行っており、県・市においてもこの法律に基づき、消防団を含めた地域防災力の向上に努めています。また、この法律は、国や地方公共団体だけでなく、消防団を中心とした地域、事業所、自主防災組織などが一体となって地域防災力の強化を図っていくこととされています。日ごろから地域の防災活動に積極的に参加していただき、1人でも多くの方が消防団活動を経験していただきますよう、お願いいたします。

○消防団の入団資格

性別問わず、下記に該当する人であれば入団できます。

- ① 18歳以上で心身ともに健康な人
- ② 市内に居住する人、または通勤、通学する人

※大学・短期大学・専門学校などに在籍するかたでも入団可能です。

○消防団員の身分

消防団員の身分は地方公務員法第3条に明記されており、市長や副市長、市議会議員などと同じ特別職の地方公務員です。

1. 市町村長が消防の管理者である。

消防団の最高の責任者は市長ですが、消防の組織運営を取り仕切る権限が消防団長に委ねられています。そして消防団員は、消防団長から任命されることとなります。

2. 消防団員の権限

災害から、国民の生命、身体、財産を守る消防団員には、その消火活動や救助活動が確実、迅速に実施できるよう、常備の消防職員（消防署の消防士）に準じて、法律で必要な権限が与えられています。

○消防団員の処遇

消防団員は、郷土や住民を災害から守るという献身的な働きをし、活動は代価を求めない奉仕の精神で行います。ただし同じボランティア活動でも、消防団員の仕事は危険を伴うものであり、国、県及び市は、その労苦に報いるため、さまざまな処遇策を講じています。

1. 団員の報酬

市は条例に基づき、階級に応じた年額報酬と、災害、訓練等の職務に従事した場合の出動報酬を支給します。

- ・年額報酬・・・階級が『団員』の場合 年額36,500円（階級に応じて変動）
- ・出動報酬・・・日額1,500円～8,000円（職務内容と従事時間に応じて変動）

＜令和5年度現在＞

2. 団員の公務災害補償

消防団員が公務により死亡したり、病気やけがをした場合には、本人や遺族に対して、その損害を補償します。

3. 消防団員の退職報償金

消防団員が、多年にわたり在職して退職した場合に、その消防団員の在職年数や階級に応じて、退職報償金が支給されます。

- ・勤続年数5年以上～10年未満で、階級が団員の場合・・・200,000円

4. 消防団員カードの提示による各種割引・粗品進呈の特典

消防団員カードをお店に提示することで、各種割引や粗品進呈などのサービスを受けられます。

（対象店舗 県内：1,006店舗 ＜令和5年4月現在＞）

5. 団員の勤務先に対し消防団活動のご理解・ご協力を求める依頼文書の発送

団員の方が希望されれば、市長名で勤務先へ、消防団活動のご理解・ご協力を求める依頼文を送付します。

6. 法人事業税・個人事業税の事業税割の減税

県内に事業所を有し、消防団協力事業所表示制度の表示証を受け、消防団に1名以上加入している法人・個人事業者の事業税を優遇します。

（令和7年度末まで。認定要件あり。）

○瑞穂市の常備消防、消防団及び消防団員の現況と活動

瑞穂市は消防事務を岐阜市に委託しており、瑞穂市全域の消防・救急業務は岐阜市消防本部が行っています。消防団事務については瑞穂市で行っており、事務は瑞穂市役所企画部市民協働安全課にて担当しています。

瑞穂市消防団は、瑞穂市全域を区域とし、本部と小学校区ごとの7つの分団で構成しており、団員の定数は257人になっています。

本部・・・団長、副団長、女性消防班	第4分団・・・中小校区
第1分団・・・本田小校区	第5分団・・・南小校区
第2分団・・・穂積小校区	第6分団・・・西小校区
第3分団・・・牛牧小校区	第7分団・・・生津小校区

※分団には、分団長・副分団長・部長・班長・団員の階級があります。

主な消防団活動行事

消防団行事は団員の昼間の仕事に配慮し、一部を除き平日は夜8時から、日曜日は午前中に行います。

- 4月 新入団員初任科講習（平日の夜間数日）
入退団式（第1日曜日・午前）
- 5月 新人向け教育訓練（5～6月・毎週水曜日夜間）
- 6月 市水防訓練（第2日曜日・午前）
- 8月 操法訓練（県消防操法大会にむけた）（8月中旬～10月中旬・夜間）
- 10月 県消防操法大会（第4日曜日）
- 11月 市総合防災訓練
秋の火災予防運動（11/9～11/15の間の日曜日・午前）
- 12月 年末夜警（12/26～12/30までの5日間・夜間）
- 1月 消防出初式（第1日曜日・午前）
- 2月 消防団員研修（普通救命講習など）
- 3月 春の火災予防運動（3/1～3/7の間の日曜日・午前）

※ その他、訓練や水利・器具の点検等を行います。

※ 上記は基本的な行事予定であり、年度によって異なります。
また、随時訓練等の内容を見直ししながら活動しています。

<令和5年11月作成 瑞穂市企画部市民協働安全課>

保有個人情報外部提供申請書

令和 年 月 日

瑞穂市長 様

住 所	瑞穂市
氏 名	_____自治会 会長
連絡先電話番号	() —

保有個人情報の提供を受けたいので、次のとおり申請します。

提供を希望する 保有個人情報の内容	_____自治会の区域に居住する日本人の__性で _____年__月__日 ~ _____年__月__日生まれ の者の住所、氏名、ふりがな、生年月日（年度）、方書
提供を受ける目的	令和6年度消防団員候補者の選出のため
利用する期間	決定日から令和 年 月 日まで
目的外提供を受ける根拠	個人情報の保護に関する法律第69条第2項第4号 消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律

(条件)

提供を受ける保有個人情報については、次の事項を遵守します。

- 1 他に漏らしません。
- 2 申請した提供を受ける目的以外に利用しません。
- 3 他に提供しません。
- 4 利用期間終了後又は提供を受ける目的の達成後は、速やかに返還(焼却、裁断等による廃棄又は消去)をします。
- 5 責任をもって管理し、改ざん、滅失、毀損その他の事故を防止します。
- 6 事故が発生した場合は、速やかに報告するとともに、実施機関の指示に従います。
- 7 立入調査の要請があった場合、これに応じます。
- 8 申請者の責めに帰すべき理由により生じた損害は、申請者がこれを負担します。
- 9 その他保有個人情報の取扱いに関し、適正な措置を講じます。

記入例

様式第3号

保有個人情報外部提供申請書

令和 5年12月 1日

瑞穂市長 様

住 所	瑞穂市 別府1288番地
氏 名	瑞穂 自治会 会長 瑞穂 太郎
連絡先電話番号	(058) 327 - 4130

保有個人情報の提供を受けたいので、次のとおり申請します。

提供を希望する 保有個人情報の内容	瑞穂 自治会の区域に居住する日本人の男性で 昭和63年4月2日 ~平成11年4月1日生まれ の者の住所、氏名、ふりがな、生年月日(年度)、方書
提供を受ける目的	令和6年度消防団員候補者の選出のため
利用する期間	決定日から令和6年3月31日まで
目的外提供を受ける根拠	個人情報の保護に関する法律第69条第2項第4号 消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律

(条件)

提供を受ける保有個人情報については、次の事項を遵守します。

- 1 他に漏らしません。
- 2 申請した提供を受ける目的以外に利用しません。
- 3 他に提供しません。
- 4 利用期間終了後又は提供を受ける目的の達成後は、速やかに返還(焼却、裁断等による廃棄又は消去)をします。
- 5 責任をもって管理し、改ざん、滅失、毀損その他の事故を防止します。
- 6 事故が発生した場合は、速やかに報告するとともに、実施機関の指示に従います。
- 7 立入調査の要請があった場合、これに応じます。
- 8 申請者の責めに帰すべき理由により生じた損害は、申請者がこれを負担します。
- 9 その他保有個人情報の取扱いに関し、適正な措置を講じます。

令和 5 年 (2023)	4月2日	～	令和 6 年	4月1日 (2024)	0歳
令和 4 年 (2022)	4月2日	～	令和 5 年	4月1日 (2023)	1歳
令和 3 年 (2021)	4月2日	～	令和 4 年	4月1日 (2022)	2歳
平成 2 年 (2020)	4月2日	～	令和 3 年	4月1日 (2021)	3歳
平成 31 年 (2019)	4月2日	～	平成 2 年	4月1日 (2020)	4歳
平成 30 年 (2018)	4月2日	～	平成 31 年	4月1日 (2019)	5歳
平成 29 年 (2017)	4月2日	～	平成 30 年	4月1日 (2018)	6歳
平成 28 年 (2016)	4月2日	～	平成 29 年	4月1日 (2017)	7歳
平成 27 年 (2015)	4月2日	～	平成 28 年	4月1日 (2016)	8歳
平成 26 年 (2014)	4月2日	～	平成 27 年	4月1日 (2015)	9歳
平成 25 年 (2013)	4月2日	～	平成 26 年	4月1日 (2014)	10歳
平成 24 年 (2012)	4月2日	～	平成 25 年	4月1日 (2013)	11歳
平成 23 年 (2011)	4月2日	～	平成 24 年	4月1日 (2012)	12歳
平成 22 年 (2010)	4月2日	～	平成 23 年	4月1日 (2011)	13歳
平成 21 年 (2009)	4月2日	～	平成 22 年	4月1日 (2010)	14歳
平成 20 年 (2008)	4月2日	～	平成 21 年	4月1日 (2009)	15歳
平成 19 年 (2007)	4月2日	～	平成 20 年	4月1日 (2008)	16歳
平成 18 年 (2006)	4月2日	～	平成 19 年	4月1日 (2007)	17歳
平成 17 年 (2005)	4月2日	～	平成 18 年	4月1日 (2006)	18歳
平成 16 年 (2004)	4月2日	～	平成 17 年	4月1日 (2005)	19歳
平成 15 年 (2003)	4月2日	～	平成 16 年	4月1日 (2004)	20歳
平成 14 年 (2002)	4月2日	～	平成 15 年	4月1日 (2003)	21歳
平成 13 年 (2001)	4月2日	～	平成 14 年	4月1日 (2002)	22歳
平成 12 年 (2000)	4月2日	～	平成 13 年	4月1日 (2001)	23歳
平成 11 年 (1999)	4月2日	～	平成 12 年	4月1日 (2000)	24歳
平成 10 年 (1998)	4月2日	～	平成 11 年	4月1日 (1999)	25歳
平成 9 年 (1997)	4月2日	～	平成 10 年	4月1日 (1998)	26歳
平成 8 年 (1996)	4月2日	～	平成 9 年	4月1日 (1997)	27歳
平成 7 年 (1995)	4月2日	～	平成 8 年	4月1日 (1996)	28歳
平成 6 年 (1994)	4月2日	～	平成 7 年	4月1日 (1995)	29歳
平成 5 年 (1993)	4月2日	～	平成 6 年	4月1日 (1994)	30歳
平成 4 年 (1992)	4月2日	～	平成 5 年	4月1日 (1993)	31歳
平成 3 年 (1991)	4月2日	～	平成 4 年	4月1日 (1992)	32歳
平成 2 年 (1990)	4月2日	～	平成 3 年	4月1日 (1991)	33歳
昭和 1 年 (1989)	4月2日	～	平成 2 年	4月1日 (1990)	34歳
昭和 63 年 (1988)	4月2日	～	昭和 1 年	4月1日 (1989)	35歳
昭和 62 年 (1987)	4月2日	～	昭和 63 年	4月1日 (1988)	36歳
昭和 61 年 (1986)	4月2日	～	昭和 62 年	4月1日 (1987)	37歳
昭和 60 年 (1985)	4月2日	～	昭和 61 年	4月1日 (1986)	38歳
昭和 59 年 (1984)	4月2日	～	昭和 60 年	4月1日 (1985)	39歳
昭和 58 年 (1983)	4月2日	～	昭和 59 年	4月1日 (1984)	40歳
昭和 57 年 (1982)	4月2日	～	昭和 58 年	4月1日 (1983)	41歳
昭和 56 年 (1981)	4月2日	～	昭和 57 年	4月1日 (1982)	42歳
昭和 55 年 (1980)	4月2日	～	昭和 56 年	4月1日 (1981)	43歳
昭和 54 年 (1979)	4月2日	～	昭和 55 年	4月1日 (1980)	44歳
昭和 53 年 (1978)	4月2日	～	昭和 54 年	4月1日 (1979)	45歳
昭和 52 年 (1977)	4月2日	～	昭和 53 年	4月1日 (1978)	46歳
昭和 51 年 (1976)	4月2日	～	昭和 52 年	4月1日 (1977)	47歳
昭和 50 年 (1975)	4月2日	～	昭和 51 年	4月1日 (1976)	48歳
昭和 49 年 (1974)	4月2日	～	昭和 50 年	4月1日 (1975)	49歳
昭和 48 年 (1973)	4月2日	～	昭和 49 年	4月1日 (1974)	50歳
昭和 47 年 (1972)	4月2日	～	昭和 48 年	4月1日 (1973)	51歳
昭和 46 年 (1971)	4月2日	～	昭和 47 年	4月1日 (1972)	52歳
昭和 45 年 (1970)	4月2日	～	昭和 46 年	4月1日 (1971)	53歳
昭和 44 年 (1969)	4月2日	～	昭和 45 年	4月1日 (1970)	54歳
昭和 43 年 (1968)	4月2日	～	昭和 44 年	4月1日 (1969)	55歳
昭和 42 年 (1967)	4月2日	～	昭和 43 年	4月1日 (1968)	56歳
昭和 41 年 (1966)	4月2日	～	昭和 42 年	4月1日 (1967)	57歳

令和6年度の瑞穂市自治会連合会の総会等について

【令和6年度 総会】

○日 時 令和6年4月16日（火）

午後1時30分～午後4時

○内 容 第1部 令和6年度 瑞穂市自治会連合会総会
(全自治会長参加)

(1) 令和5年度 事業報告・決算報告等

(2) 令和6年度 事業計画・予算案等

第2部 自治会長研修会

講師：高崎経済大学 櫻井 常矢 先生

演題：「実践に学ぶこれからの地域づくりへのヒント」

○場 所 ココロかさなるCCNセンター サンシャインホール

※総会以降に自治会長説明会を各校区単位で行います。

(実施日・場所等は、各校区役員と事前に調整します。)

役員用

令和6年4月11日（木）に令和6年度 第1回役員会を行いますので、

4月4日（木）までに、各校区において役員を選出し、

市民協働安全課まで連絡をお願いします。(TEL:058-327-4130)

地域における通いの場「にこにこ運動教室」事業

～身近な場所で集まれる楽しさを始めませんか～

健康寿命延伸のために、「サロン」「カフェ」「体操クラブ」など、地域住民の身近な通いの場は増えています。運動教室をやってみたい！と感じているなら今です。市が1年間地域に講師を派遣します。通いの場のきっかけづくりとして「にこにこ運動教室」ぜひ開催してください。

健康寿命を延ばそう
住民主体の通いの場の創設



- ◆事業内容 1回1時間程度、月2回 運動教室の講師を派遣します
- ◆実施期間 令和6年4月から令和7年3月まで
※期間についてはご相談に応じます
- ◆会場 自治会公民館や集会場など、住民が気軽に集まることができる場所
- ◆募集数 3自治会程度
※募集数を超える応募があった場合は、高齢者数の多い自治会を優先として選考します。選考結果は2月中旬にお知らせします
- ◆申込方法 令和6年1月31日（水）までに、別添申込書を地域福祉高齢課までご提出ください

瑞穂市役所 地域福祉高齢課

〒501-0222 瑞穂市別府1283

(ココロかさなるCCNセンター1階)

TEL 058-327-4126

FAX 058-327-4143

E-mail chiikifukusi@city.mizuho.lg.jp

「にこにこ運動教室」自治会開催申込書

令和6年度の「にこにこ運動教室」開催について申込みます。

令和 年 月 日

自治会名 _____ 自治会

自治会長名 _____

連絡先 住所 〒 _____
瑞穂市 _____

電話番号 _____

申込期限 令和6年1月31日（水）まで

申込先 瑞穂市役所 地域福祉高齢課

〒501-0222 瑞穂市別府1283番地

(ココロかさなるCCNセンター1階)

TEL 058-327-4126 FAX 058-327-4143

E-mail chiikifukusi@city.mizuho.lg.jp

※応募多数の場合は選考となります。結果は2月中旬にお知らせいたします